

Title	第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策(下)
Sub Title	Foreign policy of the conservative opposition against Hitler (II)
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.1 (1983. 5) ,p.79- 92
JaLC DOI	
Abstract	Bei diesem Aufsatz handelt es sich um die aussenpolitische Konzeption der deutschen Widerstandsbewegung gegen Hitler. Welches aussenpolitische Programm hatten Männer wie Carl Goerdeler, Ulrich von Hassell und Ludwig Beck? Welche Stelle nimmt diese Konzeption in der Geschichte der Aussenpolitik seit dem Kaiserreich ein? Goerdeler, Hassell und Beck wandten sich gegen Hitlers Kriegsplan, weil sie ihn für unrealistisch hielten. Sie hatten sogar grosse Angst, dass dieser Plan Deutschland in einen Krieg gegen England, Frankreich oder die Sowjetunion bringen konnte, der aussichtslos für das Reich wäre. Aber sie wünschten auch von Herzen die Wiederherstellung Grossdeutschlands. Sie forderten natürlich die durch den Versailler Vertrag verlorenen Gebiete zurück. Sie wollten den sogenannten Polnischen Korridor, Danzig oder Polnisch-Oberschlesien u.s.w. wiedergewinnen. Dann zielten sie auf den Anschluss Österreichs und des Sudetenlandes. Dazu planten sie noch deutsche Hegemonie in Südosteuropa durch Wirtschaftsdruck. Früher konnten sie Hitlers Aussenpolitik unterstützen, weil Hitlers grosse Politik auch ihre kleine Politik enthielt. So wurde die Nazi-Aussenpolitik bis zum Münchener Abkommen im grossen und ganzen auch von Goerdeler, Hassell und Beck verstanden. Doch sie waren nicht für den das Reich höchstwahrscheinlich zugrunde richtenden Krieg gegen die Westmächte oder die Sowjetunion. Sie wünschten, einen Kompromiss mit England zu schliessen und auf den Hitler-Stalin-Pakt zu verzichten. Solche aussenpolitische Konzeption der Widerstandsbewegung ist nach meiner Meinung nicht neuartig. Sie stammte aus der "Mitteleuropa-Idee" im Kaiserreich und vielleicht in der Weimarer Republik, die von der vernünftigen Gruppe in der deutschen herrschenden Schicht (z. B. Rathenau, Bethmann-Hollweg, Naumann und Stresemann) gedacht wurde. Das Ziel der deutschen Widerstandsbewegung ist eine neue Version des "Revisionismus Stresemanns" und des "Mitteleuropa-Plans".
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830500-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策(下)

原 信 芳

- I はじめに
- II 修正主義路線を受け継いで
- III 英仏との和解の期待
- IV エスカレートする要求(以上前号)
- V ヨーロッパ連合構想 (以下本号)
- VI 中欧計画との政策的アナロジー
- VII 結 語

V ヨーロッパ連合構想

保守派の抵抗運動者の中で、最もナシヨナリスティックな対外要求を提出したのはゲルデラーであった。彼は前章で述べた通り、ナチス・ドイツの戦勝期には、旧アフリカ植民地を含む広範囲な領土要求をその和平提案の中で行なった。しかし次第に不利に傾いてゆく戦況が意識されてか、一九四二年以降のゲルデラーの対外構想においては、ボルシェヴィズムに対抗するヨーロッパ共同体、経済協力を基礎とするヨーロッパ連合の形成の必要が強調

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策(下)

調されるようになる。言うまでもなく、ドイツ・ナシヨナリストとしての彼の本質には何の変化もないのであって、ゲルデラーはボルシェヴィキ・ロシアの脅威を訴えることで、イギリスをドイツとの妥協に導こうとしたのである。本章では以上の展開を踏まえて、一九四二―四三年にかけての彼の覚書の内容を検討する。チチェスターの主教ベル(George Bell)は、一九四一年五月、ストックホルムで相次いで二人のドイツ人牧師の訪問を受けた。最初の訪問者は、おそらくゲルデラーの依頼を受けていたであろう⁽¹⁾ドイツ福音教会外国事務局のシェーンフェルト(Hans Schönfeld)であった。彼がベルにイギリス外務省宛に仲介を頼んだ覚書の内容は以下の通りである。

ドイツにはナチス体制を倒そうとする主なグループが三つある。即ち、(1)陸軍と中央行政機構における重要な部分、(2)前労組指導者、(3)福音教会とカソリック教会の指導者である。これらの人々は、ヒトラー、ヒムラー、ゲーリング、ゲッベルス、ライの排除を準備している。同時に秘密警察、親衛隊、突撃隊

の指導者も逮捕される。占領地においても同様である。ドイツ抵抗運動のプログラムは、次のような主要目的によって決定された。(1)主な諸州を通して行なわれる大きな責任を有する自治を伴う、法と社会正義によって統治されるドイツ国民。(2)真に社会主義的方向による経済秩序の再建。自足的アウタルキーにかわる自由諸国民の密接な協力。これら諸国の経済的相互依存は、自ら反動化するヨーロッパ軍国主義 (Selfreactionary European militarism) に反対する最も強力な可能性をもつ保証となる。(3)他の諸国民の諸連邦と緊密に協力するであろうイギリスを含めた自由な諸国家と諸国民のヨーロッパ連邦。自由なポーランド人とチェコ人が属する自由なヨーロッパ諸国民のこのヨーロッパ連邦は、共通の執行権を有するべきである。その権威の下に、ヨーロッパの安全を永続化するためにヨーロッパ軍が創設されるであろう。この連邦内の国民生活及び社会生活の原則の基礎は、キリスト教の信仰と生活の基本的原則に方向づけられるべきである⁽²⁾。

なおこの覚書では、特別に「ロシア問題に関して」という項目が設けられ、ドイツに東方への領土的野心のないこと、非ボルシェヴィキ化されたロシアとヨーロッパ連邦との協調などが述べられている。

(1)ドイツ抵抗運動は、ロシアのドイツ占領地を植民地として奪う目的はもっていない。(2)ドイツ抵抗運動は、特に経済的・文化的分野において、将来ロシアと平和裡に協力することができると考えている。(3)しかしドイツ抵抗運動は、例え中歐にお

ける全体主義体制が廃止されるとしても、効果的保証なしに革命的で粗暴な戦争行為の全体主義的諸方法が変更されるとは思わない。(4)ドイツ抵抗運動は、ロシアにおけるキリスト教信仰の再生によるロシア正教会の建設を、ロシアとヨーロッパ連邦との協力の共通の基礎である⁽³⁾とみなすであろう。

この覚書はイギリス外務省に宛たものにしては抽象度が高すぎ、英独の和平条件、ドイツの領土要求に関して具体性に欠けている。おそらくゲルデラーたちには、これによってイギリスの出方を探ろうという含みがあったのではないだろうか。そこで、ドイツのナショナルな要求よりもヨーロッパ連邦構想を前面に押し出したのであろう。

しかし英外相イーデンの反応は冷淡だった。彼は云う、ドイツにおける反対運動が晒されている危険と困難は理解できるが、彼らはヨーロッパの被圧迫民族のように、ナチスを倒すための具体的行動を敢てすることによって自らの存在を証明すべきである⁽⁴⁾。と。これに対してベルは、そのような被圧迫民族には連合軍による救出が約束されているが、ドイツ人の反対運動には同様の約束がなされていないと云って反対した⁽⁵⁾。

両者ともに正しい指摘を含んでいるが、保守派の抵抗運動者たちにとつて行動をおこすための必須の前提条件が、連合国による新ドイツ政府に対する寛大な講和条件の保証であった。しかし、彼らの提出したその条件こそが、ドイツ抵抗運動の性格について英米の不信をひきおこしたのである。

この年の一二月、ゲルデラーは大西洋憲章(一九四一年八月一

四日)に寄せて一覚書を作成した。一九四二年一月三日付のこの覚書の内容も、露骨な旧植民地返還要求を控え、西部国境に關してやや譲歩した点を除けば、前年五月三〇日付和平提案と余り変わっていない。

ドイツは一九一四年の東部国境を保持する。独仏国境に關しては、言語線に従いエルザスの大部分がドイツに、ロートリンゲンの小部分がフランスに帰属する。必要ならば一〇年後に住民投票を行なう。イタリアはボルツァーノからメラノまでの南チロールをドイツに譲渡する。植民地問題の處理に關しては、目下のところ個々の諸提案は行なわれないが、さしあたりドイツをあらゆる植民活動からしめ出すことは賢明でないということが確認されよう。日本は占領した植民領域から撤退する。他方、日本は東アジアで平和的方法で活動することになるであろう。

またこの覚書では、國際連盟にかわる新しい國際連合組織と恒常的ヨーロッパ經濟委員會の構想が語られる。

この經濟委員會は次の諸課題をもつ。(a)各国間の移動・交通の自由化。(b)関税障壁の漸進的廢止、ただし急激な全廢は不可能。(c)世界郵便連合と鐵道、海運その他の協定とに基づく統一的交通規定に道を開く。(d)商法、手形法、最終的には民法をできるだけ広く相互に同化する。(e)この委員會の經濟的共同作業がヨーロッパ諸國同盟へと發展する。

また、従来の國際連盟にかわる新しい國際連合組織がつくられる。國際連盟はその目標を広く設定しすぎ、しかもそれらを

第三帝國における保守派抵抗運動の對外政策(下)

実行すべき執行権をもたないという欠陥を有していた。新國際連合の執行力の形成はヨーロッパにおける共同作業が軌道に乗ってヨーロッパのためのヨーロッパ警察権が安定したときに、はじめで考えられるべきである。

ヨーロッパ經濟委員會も新しい國際連合組織も、前年五月三〇日付覚書の中で漠然と示唆されていたものであるが、今回はその機能についてこのようにやや具体化されている。いずれにしても、それがドイツ中心のドイツが指導するヨーロッパ連合であることに変わりはない。

翌一九四三年にも、ゲルデラーは和平のための覚書を作成したが、それらはいずれも、ボルシェヴィズムに対する警告とヨーロッパ共同体に關する提言とドイツ・ナショナルな観点に立った要求の三者を一組にまとめたものであった。この年三月二六日付の所謂ゲルデラー秘密メモは、ヒトラーに將帥としての能力のないこと、このままではドイツの敗北は必至であることを示し、將軍たちにクーデターの必要を説いたものであるが、ここでも、これまでと同様の對外要求が提出されている。

(a)オーストリアとズデーテンを合わせた一九一四年の国境の回復。独仏国境は言語国境において了解される。そのような了解によって、エルザス・ロートリンゲンをめぐる紛争は除かれるであろう。(b)ヨーロッパ大陸におけるドイツの指導的地位の獲得。(c)南チロールの回復。(d)ドイツは植民地を得る機会を逸したが、将来ドイツが植民地經營に参加する機会はなしとはしない。

八一 (八一)

では何のためにこのような目標が設定されるのか。ゲルデラーは次のように云う。

ボルシェヴィズムのヨーロッパへの波及を阻止することができるのはドイツだけである。もしもドイツが戦災と過酷な講和によって弱体化されれば、ボルシェヴィズムはたやすく西への道を見出すであろう。一方、イギリスはこの戦争から強力なロシアが出現しないことに生活の利害をもっている。何故ならば、強力なロシアは海軍なしで、インド、トルコ海峡、近東、極東におけるイギリスの権益を脅かすことができるからである。ドイツは西側諸国と和解し、国民の全力を東部戦線に集中するであろう。チェコとポーランドの独立も、ドイツがロシアに対抗することにかかっているのである。

この覚書においても、独立のヨーロッパ諸国家を基礎とするヨーロッパ連合の構想がとりあげられている。それによれば、そのような連合は徐々に達成されるのであって、まず常設の経済委員会をもつヨーロッパ経済同盟がつくられる。そして経済的一致が、やがて政治的共同へと発展するとされる。⁽⁹⁾しかし、中央ヨーロッパに圧倒的経済力と軍事力とを擁する、オーストリアを合わせた大ドイツが存在するならば、中欧から東南欧の諸国は形式的にはヨーロッパ連合を構成する独立の単位であっても、実質的にはドイツの属国的地位に立つことになるであろう。

これにひきつづいて、ゲルデラーは七月二〇日事件に先立つ最後のまとまった和平プランを作成した(成立は一九四三年晩夏か秋という)。それは以下のような諸前提で始まっている。

(1)ドイツ民族とヨーロッパ諸民族と世界平和のために、ドイツは道徳的にも物質的にも強力であらねばならない。(2)英露両国間には、東アジアから地中海、地中海から北大西洋に到るまで、両国の関係から必然的に成立した利害の対立が存在する。(3)ヨーロッパはロシアの支配に対する安全を欲する。(4)このような安全は今のところ、ドイツあるいはイギリスによってのみ長期にわたり保証される。(5)アメリカ合衆国が、この安全に対して持続的諸力を提供するかどうかは疑問である。(6)英独間の自然の利害共同体を実現することは、それが全ての諸前提を満たすであろう故に、意義がありまた必須なのである。(7)この英独の利害共同体の実現は、ヨーロッパ諸民族が自由に自主的に永遠の平和同盟に結集するときにはじめて生じ得るものであり、この同盟においては、ドイツも他のいかなる国も覇権を要求することはない。(8)白人民族は、日本が他の白人民族あるいは中国の犠牲によって膨脹することを可能にするような寄与してはならない。(9)さらに、財政を秩序づけ、労働を安定させ再び富裕を基礎づけるために、全世界は経済的共同作業を必要とする。⁽¹¹⁾

これら九条の諸原則をあげてからゲルデラーは、具体的なドイツの領土要求やヨーロッパ諸国の経済協力とそれに基づくヨーロッパ共同体の形成に関して述べているが、その内容には特に目新しいものはない。即ち、一九一四年の東部国境の回復、ミュンヘン協定の確認、独塊合併、南チロルのドイツ帰属などが彼の云う和平条件であり、またヨーロッパ共同体は、経済・外交・防衛を共

同化するとい⁽¹²⁾う。

これまで述べたようにゲルデラーは、赤軍が反撃に転じ、イタリアが連合軍に降伏した一九四三年に到つてもなお、少なくともドイツの東部国境に関しては一九一四年の領土を望み、さらにオーストリア、ズデーテン、南チロールまで含めてドイツ民族を統一する大ドイツ構想を保持していた。⁽¹³⁾この彼のドイツ・ナシヨナリズムとヨーロッパ共同体構想は矛盾するものではない。彼はアジア、アフリカで進展しつつあった民族解放運動を認識せず、依然としてヨーロッパ中心の、白人中心の世界観を懐いていた。そして彼の考えでは、そのヨーロッパを指導するのがドイツなのである。ゲルデラーには、米ソ両大国の台頭によるヨーロッパの相対的地位の凋落を防ぎたいという願望もあったかもしれないが、彼の提案するヨーロッパ連合は必ずしも実体があるとは言えず、ドイツを中心とする反ボルシェヴィキ・ブロックとい⁽¹⁴⁾う性格を強くもっていたのである。

抵抗運動者たちの期待は、イギリスの反共政策にあ⁽¹⁵⁾った。確かに一九三〇年代のイギリスの対独宥和政策は、英独の妥協によってソヴィエト・ロシア勢力のヨーロッパからの排除を図るとい⁽¹⁶⁾う一面をもっていたし、一九二〇年代にはイギリスは、フランスによるドイツの過度の弱体化に反対であった。しかし、今やイギリスはナチス・ドイツのみならずドイツ軍国主義そのものと戦っているのだという認識をもち、ポーランドの独立保全を約した協定に従って戦争に入ったのである。抵抗運動者たちが戦況の不利にもかかわらず、第二帝制の東部国境の回復や独塊合併を撤回しな

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策（下）

以上イギリスとの和解は不可能であった。チェコとポーランドの独立と安全をソ連から守るためにも、ドイツは強力でなければならぬとい⁽¹⁷⁾うゲルデラーの主張は詭弁である。リッターは、「ゲルデラーは、新しいヨーロッパの形態のために詳細且つ周到に練りあげた将来の計画について伝えたドイツ抵抗運動中唯一人の政治家である。」⁽¹⁶⁾と云う。しかし、彼のヨーロッパ連合構想は必ずしも現実性があるとは思えないし、問題は彼がヨーロッパの将来について考えたということよりも、いかに考えたかということである。ゲルデラーをはじめハッセル、ポピッツ、ベックらが考えたヨーロッパとドイツの未来像は、ドイツの支配勢力が多年にわたって追求してきた政策目標に背くものではなかった。次章ではこのことについて考えてみる。

註

- (1) Ritter, a. a. O., S. 328.
- (2) Dokumentation, „Zwei Aussenpolitische Memoranden der Deutschen Opposition“, in: VfZG Jg. 5 H. 4 (1957), S. 395f.
- (3) Ebd., S. 397.
- (4) 一九四二年八月四日付イーデンからベル宛書簡 (George Bell, „Die Ökumene und die Innerdeutsche Opposition“, in: VfZG Jg. 5 H. 4, 1957, S. 378.)
- (5) 一九四二年八月一七日付ベルからイーデン宛書簡 (Ebd.)
- (6) Spiegelbild einer Verschwörung, S. 236f.
- (7) Ebd., S. 238f.
- (8) Ritter, a. a. O., S. 603f.

ここでは「一九一四年の国境」の回復となっているが、これは將軍たちを味方につけるために、新ドイツの領土を前年一二月の覚書よりも大きくしたためではないだろうか。一九四三年晩夏(あるいは秋)の覚書では、再び「一九一四年の東部国境」となる。

- (9) Ebd., S. 604-6.
 (10) Ebd., S. 608.
 (11) Ebd., S. 586.
 (12) Ebd., S. 587.
 (13) ゲルデラーは七月二〇日事件の直後逮捕され、一九四五年二月二日、プレッツェンゼー刑務所で絞首刑になったが、彼は逮捕後もなお、東方におけるドイツの歴史的に特殊な利害関係に執着しつづけたようである。また彼は、ポーランド人の国民意識が強くなったとしても、ソ連からの防衛上ポーランドはドイツに依存せざるを得ないとみていた(ゲルデラーが示したドイツ再建に関する三九の問題 Bundesarchiv Koblenz, R 58/57)。

シュタウフェンベルク中佐(Claus v. Stauffenberg)の一九四四年五月の和平提案においても、一九一四年の東部国境に加えて、オーストリア、ズデーテン、南チロルなどのドイツ帰属が要求されている(*Spiegelbild einer Verschwörung* S. 126f.)。これは時期的にも敗北が決定的になってきているにもかかわらず、保守派の抵抗運動者たちのこれらの地域の回復・獲得に対する並々ならない熱意を示したものと見えよう。

(14) 抵抗運動者たちが最も恐れたのは、ソ連の中欧進出と敗北に伴ってドイツにボルシェヴィキ革命がおこることであった。大戦中スイスで活動していた米戦略情報局のダレス(Allen

Dulles)によれば、七月二〇日事件の主謀者たちは、クーデター成功後は西部戦線で停戦して、ドイツのもつ精鋭師団を東部国境防衛のために派遣するつもりであった(Allen Dulles, *Germany's Underground*, N. Y., 1947, p. 140)。

- (15) イギリスの新ドイツ政権に対する態度に関して、ハッセルはゲルデラーほど樂觀的ではなかった(*Vom Andern Deutschland*, S. 299, 5. Dezember 1943.)。しかし、そのハッセルも少なくともビスマルク帝国の痕跡(*das Rudiment des Bismarckreiches*)は救い出したと思つた(Ebd., S. 290, 19. August 1943.)。

(16) Ritter, a. a. O., S. 340.

VI 中欧計画との政策的アナロジー

ヒトラーを排除するかわりに、新ドイツ政権に対する連合国の寛大な講和条件の保証を得ようとした抵抗運動者たちの試みは悉く失敗に終わった。彼らの期待はわけてもイギリスに向けられており、ドイツ抵抗運動のイギリスへの連絡は、第二章で述べたように大戦前から始まっていた。味方にするか敵にまわすかは別にして、第二帝制以来、イギリスはドイツ外交の鍵であった。⁽¹⁾このことはドイツ抵抗運動の対外政策においてもまた然りであり、彼らは英独妥協の道を摸索したのだが、彼らの余りにナシヨナリスティックな要求は、イギリス政府に帝制ドイツに関する不安な記憶を想起させることになったのである。⁽²⁾連合国はナチスを、プロイセン・ドイツ軍国主義の歴史の必然的帰結と考えていたのである⁽³⁾から、抵抗運動者たちがドイツのヨーロッパ大陸における覇権的

地位樹立の企てを放棄しない限り、両者に妥協の余地はなかった。

ところで、ドイツを中心に中欧を経済的・政治的にブロック化して、これに東南欧諸国を合流させた広域経済圏を建設するという抵抗運動者たちの構想は、彼らに独自のものではない。この所謂「中欧プラン」⁽⁴⁾は、ドイツでは既に一八四〇年代に唱えられ、統一後のドイツ帝国でも、中欧経済ブロックについての議論は止絶えることなく、とくに一八八六年以来、カプリヴィの周辺で中欧構想が描かれていた。これは、オーストリア・ハンガリー、イタリア、セルビア、ルーマニア、スイス、ベルギーとの通商条約を基礎とし、やがてはドイツが指導するヨーロッパ広域経済圏を建設し、アメリカとロシアに対抗しようという意図を含むものであった。⁽⁵⁾その後ドイツ資本主義の世界的飛躍によって中欧構想は一時下火になったが、ヴィルヘルム時代の世界政策が、いたる所で諸列強の利害と衝突するようになると、中欧を緊密にブロック化してドイツがこれを支配するという比較的实现が容易であると思われた中欧プランが、帝国政府の政策決定の中で注目されるようになった。⁽⁶⁾そして東南欧から中近東へと進出するドイツのために、オーストリア・ハンガリーはそれらの地域への掛橋的存在として重要視されたのである。⁽⁷⁾

ヒルグラーバーによれば、ヴィルヘルム時代のドイツの対外政策は、右翼全ドイツ主義者の併合主義路線、自由帝国主義者の柔軟路線、帝国政府の中間コースに三大別される。⁽⁸⁾中欧プランはこれの中で、主に自由帝国主義者によって研究された。ウェーバー、ナウマン、シュトレーゼマンら自由帝国主義者たちの目標は、老

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策（下）

旧化した立憲君主制によって麻痺させられている国民の全勢力を経済膨脹のために汲み尽し、合理的大國政策に道を開くことであった。⁽⁹⁾つまり彼らは、内政の自由主義的改革（この点に関して、帝制時代のシュトレーゼマンは前二者よりは態度がやや曖昧であったが）と対外発展とを結びつけたのである。⁽¹⁰⁾

第一次大戦の直前、中欧プランをまとめ宰相ベートマン・ホルヴェークに大きな影響を与えたのは、一般電気会社（AEG）会長ラーテナウであった。⁽¹¹⁾一九一二年七月二五日、ラーテナウは宰相との会談に際して彼の計画を伝えたが、ベートマン・ホルヴェークも基本的に同意したその内容は次のようなものだった。「目標、(1)経済・オーストリア、スイス、イタリア、ベルギー、オランダなどの関税同盟。同時により密接な結合。(2)外交・その鍵、全ての諸国民を利用しての独仏の争い。鍵、イギリス、今日では軍縮は不可能。状況をまずさらに緊張させること。―危険ではあるが―それから地中海におけるイギリスの地位を挫くこと。そして同盟。目標、中央アフリカと小アジア。」⁽¹²⁾ラーテナウのこの構想は二年後、ベートマン・ホルヴェークの手に成る戦争目的綱領（『九月綱領』）の基礎となった。同じく一九一四年の九月、ラーテナウは宰相に一覚書を送り、世界政策にかわってドイツはヨーロッパ大陸で足場を固めるべきであると示唆した。⁽¹³⁾

『九月綱領』は対仏、対ベルギー割取地域の設定を含む六項目から成るが、ここではラーテナウの前述の構想に直接関連する(4)と(5)に注目したい。即ち、フランス、ベルギー、オランダ、デンマーク、オーストリア・ハンガリー、ポーランド、さらにイタリ

ア、スウェーデン、ノルウェーを加えた共通関税協定による事実上ドイツが指導する中欧経済同盟の創設、並びにまとまった中央アフリカ植民地帝国の建設である。⁽¹⁴⁾この『九月綱領』に顕在化しているドイツ帝国主義の二大対外目標は、中央ヨーロッパと中央アフリカである。そして原則的にはこれと類似した目標が、ゲルデラーの覚書『目標』にも現われているのである。『九月綱領』の重要性に関しては、フィッシャーとヒルグルバーとの間に見解の相違がみられるが、⁽¹⁵⁾それはともかく、今日からみれば強硬な戦争目的政策と思われるこのプログラムも、広範囲な領土併合を要求する右翼全ドイツ派の征服計画に比較すれば、より柔軟な方向をめざしていた。

敗戦後のワイマール共和国では、自由帝国主義路線がドイツ政府の公式の外交政策として採用された。シュトレーゼマン外交がそれである。彼は西欧列強と和解（あるいは対ソ友好によって西側を牽制）しつつ、ドイツを再び強国の地位につけることを意図していた。シュトレーゼマンの対外目標は、ドイツを連合軍の占領から解放すること、ドイツが堪え得る意味での賠償問題の解決、在外ドイツ人の保護、東部国境の再調整（つまりダンチヒ、ポーランド回廊、上シュレジエンの回復）であった。さらに彼は独塊合併の将来の可能性を考えていたし、⁽¹⁷⁾エルザス・ロートリンゲンの回復の可能性も断念していなかったといわれる。⁽¹⁸⁾

シュトレーゼマン外交を論ずるとき、看過してはならないことは、その目標の内容とともに目標達成の手段である。シュトレーゼマンは経済政策を外交に利用するつもりであった。彼は経済的

圧力を加えて、ポーランドから回廊地帯を奪回しようと考えていた。⁽¹⁹⁾もとより彼は外交交渉において軍事力の果す役割も承知していたが、シュトレーゼマン外交は全体としてみれば、調停的な方法・手段をより重視する傾向にあったと言えよう。⁽²⁰⁾ヒルグルバーはシュトレーゼマンの政策を、米國資本の援助と対仏和解を基本とする修正中欧プランと呼んでいる。⁽²¹⁾

シュトレーゼマンの死後、ドイツ外交は一つの岐路に立たされた。自由帝国主義路線に対して、再び右翼の軍国主義的権力政策が台頭したからである。⁽²²⁾やがてヒトラーにおいて統一されるこの二つの路線の間に位置を占めるブリュニクやクルティウス (Julius Curtius) の政策は、ヴィルヘルム時代の政府中間コースに相当する。⁽²³⁾ブリュニク内閣時代に中欧構想が顕在化したのが、一九三二年の独塊関税同盟計画である。この計画は、主にドイツ外相クルティウスとオーストリア首相シュローパー (Johannes Schober) が中心となって進めたのであるが、ドイツの指導層は、独塊関税同盟計画を単なる通商協定ではなく、独塊合併への足がかりとみなした。⁽²⁴⁾ドイツ外務次官ビュロー (Bernhard v. Bülow) は、独塊関税同盟にチェコとハンガリーを結びつけ、さらにバルト諸国と密接な経済関係を築きあげ、その経済的圧力によって、ポーランド回廊と東部国境問題の解決を図ろうと考えていた。⁽²⁵⁾

以上述べたように、ヒルグルバーの云う自由帝国主義路線から政府中間コースによって追求された中欧プランは、ドイツが中欧から東南欧を非公式な形で支配し、ヨーロッパ大陸における覇

権強国的地位を確立することをめざすものであり、第一次大戦時の最高統帥部、全ドイツ連盟、祖国党など汎ゲルマン主義者（全ドイツ派）の大規模な併合主義路線と絶えず競合と妥協をくり返しながら、ヴェルヘルム時代以来ドイツ外交史の一支柱を形成したのである。私は保守派の抵抗運動の対外政策も、中欧を中心とする広域経済圏構想、即ち中欧から東南欧に対するドイツの非公式支配という政策的類似性の故に、基本的にこの自由帝国主義路線から政府中間コースの伝統の上に位置づけたいと思う。

それでは、抵抗運動者たちの対外政策とヒトラーのそれとの間には、いかなる相違点あるいは類似性が存在したのであろうか。トレヴァーローパの所説を引用しながら考えてみたい。彼はヒトラーの戦争目的を論じた論文において、反ナチ派も含めた保守帝制派の対外目標とヒトラーのそれとについて次のように述べている。

君主主義的思考はそれ自体非常に保守的なものだったが、その代表者たちにとっては、一九一四年の国境の回復と植民地の再獲得のみが問題であった。ところが、ヒトラーはそのような保守主義的思想は時代遅れだと思っていたのである。東方に大領土を得るといふ彼の真の意図については、外国の観察者や歴史家だけでなく、「旧ドイツ指導層」の人々も欺かれていた。「旧ドイツ指導層」に属する保守的官僚、軍人、政治家たちは一九三三年にヒトラーに権力への道を開いてやったのだが、彼らの意図は、敗戦で動揺したドイツ人の自意識を再び高め、軍隊をもう一度国家の不可欠の構成要素としての地位につけ、前

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策（下）

大戦で喪失した領土をとり戻すことにあった。ただし、彼らの領土要求は限定されたものであった。彼らはドイツ・ポーランドの旧国境の回復を欲したが、エルザス・ロートリンゲンは放棄していたし、ハプスブルク王朝が解体したのでオーストリアとズデーテンをドイツに合併するつもりだったが、それは東南欧に対する政治的野心からではなかった。彼らの要求は限定的且つ復古的であった。彼らはボルシェヴィズムのロシアを憎悪するが、これを征服しようとは思わなかった。何故ならば、そのような大戦争はその財政的負担は別にしても、ドイツ国内の革命を導きかねないからである。「旧ドイツ指導層」はいかなる革命をも欲さなかった。このように最終目標が異なったにもかかわらず、彼らとヒトラーがある段階まで協調できたのは、ヒトラーの「大政策」が彼らの「小政策」を含んでいたからである。ヒトラーが東方征服という「大政策」を実現するためには、彼らの「小政策」の達成がその前提となっていたからなのである。ハッセルは「旧ドイツ指導層」の典型的代表者の一人で、一九三九年以前にはヒトラーの政策に協力してきたのだが、一九四〇年初頭には、彼とその仲間たちは彼らが望んだものは達成されなかった。そこで彼らは和平への道を選んだのである。その和平条件は、オーストリアとズデーテンのドイツとの合併、一九一四年のドイツ・ポーランド国境の回復であった。しかし西部国境は問題とはされなかった。ハッセルたちは、このような修正を独立のポーランドとチェコ共和国の再建と一致させようとした。そしてこの保守的復古の作業に有終の美を与

えるために、君主制が望ましいと考えたのである。⁽²⁶⁾

ここでトレヴァーローパの云うヒトラーの「大政策」が、保守帝制派の「小政策」の実現を前提としていたという指摘は、彼らの中にもヒトラーの「大政策」と類似した政策をもつ者もいたという留保をつければ、了承されてよいと思う。保守派の抵抗運動者たちの政策目標も、ヒトラーの「大政策」に対して「小政策」として対置できるものである。従って彼らも、あるレベルまではヒトラーについてゆくことができたのである。しかしヒトラーがそのレベルを越えて、さらに遠大な目的に向って戦争を開始・継続・拡大しようとするとき、彼らとヒトラーとの間にはじめて深刻な対立が生じた。中欧プランはヒトラーにとっては前提にすぎず、彼のプログラムが一八六六／七一年以降のドイツにおいて現われた全ての政治的要求の総和⁽²⁸⁾だとすれば、抵抗運動者たちのプログラムは、その総和の中の部分を構成するものであったと言えよう。

それにしてもトレヴァーローパの説明では、彼の所謂「旧ドイツ指導層」、保守帝制派に対する評価が、全体として寛大すぎるように思われる。「旧ドイツ指導層」といっても、彼らの態度が全てハッセル流のものだったとは考えられない。彼らの中には、政策的にナチスと共通の基盤に立つ者も多かったのではないだろうか。「旧ドイツ指導層」に属する人々のうち、すすんで反ナチ運動に赴いた者はごく一部であったということを忘れてはならない。また東南欧に対する膨脹志向は、前章までにみたように、その内容が経済支配を中心とするものであったにせよ、抵抗運動者

たちにおいても明瞭な形で現われているのである。

このような政策目標の規模における相違とともに、手段の相違も考慮に入れる必要がある。言うまでもなく、保守派の抵抗運動者たちは平和主義的ではなかったが、少なくとも大戦争は回避したいと思っていたし、英仏ソ相手の新しい世界大戦は彼らには考えられなかった。ゲルデラー、ハッセルはシュトレーゼマン流の修正主義路線とブリュニンクの権力政策を受け継いで、やがてナチス・ドイツの外交的勝利や大戦初期の戦勝の中で（とくにゲルデラーに著しいのだが）次第にその対外要求をエスカレートさせ、自由帝国主義路線本来の中欧構想にまで発展させたのである。しかし、彼らの構想は、人種論のドグマによって規定されたナチスの生存圏構想とはスケールとタクティクスにおいて異なっているし、また彼らはドイツがヨーロッパを指導することを自明のこととしていたが、⁽²⁹⁾例えばスラブ人を奴隸的地位にまで落とすなどは考えておらず、支配の質においても、彼らとナチスとの間には差があったと考えるべきであろう。

註

(1) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 28, S. 40; Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht 2* Aufl., Düsseldorf 1981, S. 110.

(2) Bernd-Jürgen Wendt, *München 1938. England zwischen Hitler und Preußen*, Frankfurt/M 1965, S. 27.

チェンバレンには、保守派の抵抗運動者たちがヒトラーよりも信頼できるとは思えなかったのである (Hildebrand, *Das*

Dritte Reich, 2. Aufl., München/Wien 1980, S. 101.)°

(6) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 130.

(4) 中欧を基礎にして、新ドイツ帝国はヨーロッパの覇権大国となり、さらに海外へ発展するという構想が、パウルス教会の自由主義者たちによって議論された (Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 11f.)。また経済学者のリストも、東南欧、黒海、トルコへの経済発展を構想していた。これは後年、ナウマンの中欧構想によって再発見されることになる (Henry Cord Meyer, *Mitteleuropa in German Thought and Action 1815-1945*, The Hague, 1955, p. 15.)°

一方一八四九年以来、オーストリアでもハプスブルク王朝の下に諸民族を統合するために中欧プランがとりあげられていた (Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 14.)°。しかし結局オーストリアにはそれだけの経済的実力はなく、ドイツ統一もプロイセンによって為遂げられたのである。

(5) Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 31f.

(9) Ebd., S. 37ff. 村瀬興雄、「第一次世界大戦前のヨーロッパ諸国 一、中部ヨーロッパ」、『岩波講座世界歴史二三』、三六九頁以下。木谷勤、「第一次世界大戦前の国際対立」、同、二四二頁以下。

(7) Ebd., S. 42.

(8) Ders., „Kontinuität und Diskontinuität“, S. 20.

(6) Ebd.

この三人の中で、中欧構想を体系化したのはナウマンである。彼は広汎に流布した著書「中欧」(一九一五)において、彼の構想を語ったのだが、ナウマンの中欧プランの中心は経済問題にあり、そこには併合主義的要素はなかったと云う(Meyer,

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策(下)

op. cit., pp. 200-204. 三宅正樹、「世界政策と中欧理念」、日本政治学会編『現代世界の開幕』、一九六一年、五三頁)°。

私はナウマンの著書は未見であるが、マイアーの研究書と三宅先生の論文でみる限り、彼の中欧プランにはややユートピア的なところがあつたのではないかと思う。彼が中欧に住む非ドイツ系諸民族の独立を尊重し、領土の併合は考えていなかったとしても、権力国家としてのドイツ帝国を解消しないならば、彼のプランが現実化したとしても、やはりドイツ人はポーランド人、チェック人、南スラブ人などに対して支配民族として現われるであろう。

(10) 自由帝国主義においては、内政改革と対外発展とが結合されていく。そして第二帝制のドイツの場合、内政改革とは帝制の議会主義化である。後述するように、私はゲルデラーやハッセルの対外政策にこの自由帝国主義路線との政策的類似性を認めている。しかし、例えばハッセル、ポピッツなどは内政面では反議会主義的で独裁的ですからある。モムゼンは、ハッセルやポピッツの内政プログラムは保守的というよりもファッショ的であると云っている程である (Mommesen, trans. by Peter and Betty Ross, "Social Views and Constitutional Plans of the Resistance", in: *The German Resistance to Hitler*, London, 1970, p. 114.)°。ハッセルは対外政策に関してはゲルデラーよりも柔軟・慎重であったが、内政に関しては逆で、ゲルデラーはハッセルやポピッツに較べれば、まだしも議会政治に理解があつた。保守派の抵抗運動者たちがナチス清算後のドイツ国内にどのような新体制を築こうと考えていたのかという問題については、稿を改めてとり上げるつもりであるが、いずれにしても彼らは内政の議会主義化を構想していた

八九 (八九)

わけではなく、この点では彼らは自由帝国主義者の範疇には属さない。

- (11) 当時ドイツの経済界では、ラーテナウ、グヴィンナーら電気、銀行資本などが自由帝国主義路線を支持し (Fritz Fischer, *Griff nach der Weltmacht* 3. Aufl., Düsseldorf 1964 <以下 *Griff nach* と略記> S. 114f. 村瀬興雄監訳、「世界強国への道工」、岩波書店、一九七二年、一三三―四頁。邦訳定本は一九六七年の改訂要約版)、シュティンネス、テュッセンら重工業資本は、全ドイツ主義のより広範囲な併合主義路線を支持した (Ebd., S. 121-3. 邦訳一三三―四頁)。

- (12) Fischer, *Griff nach*, S. 36. (邦訳二七頁); Ders., „Weltpolitik, Weltmachtstreben und Deutsche Kriegsziele“, in: *HZ* Bd. 199 H. 2 (1964), S. 324f.

なおこの論文によれば、この日の両者の会談の三番目のテーマは、プロイセンの選挙法改革と一般的民主化であった。

- (13) Meyer, op. cit., p. 139f. 三宅正樹、前掲論文五一頁。
 (14) Fischer, *Griff nach*, S. 118. (邦訳一二八頁)
 (15) フィッシャーは、この綱領はドイツの政財界・軍部の指導層の代表的理念であり、全体の情況に応じた個々の修正は受け取ったものの、戦争の全期間を通して保持されたドイツの戦争目的政策の基礎となったとする (Fischer, *Griff nach*, S. 119. 邦訳一二九―三〇頁)。

ところで一九一四年一月一日、参謀総長ファルケンハインは、英仏露三国に対するドイツの勝利は不可能で、せいぜい対等の和平が考えられるだけであるから、主要敵国の一つと講和すべきであるという意見を宰相に具進した。この進言を重くみた帝国政府は、ロシアとの単独講和の可能性を検討しつつ、

ポーランド国境带状地帯の獲得による独露国境の移動という「小解決」へと東部における戦争目的を限定した。ヒルグラーバーは『九月綱領』よりも、こちらの方を政府の戦争目的として重要視している (Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 52. 義井博、「ビスマルク体制からヴェルサイユ体制へ」、望田幸雄・三宅正樹編『概説ドイツ史』、有斐閣、一九八二年、一五六頁)。

- (16) 全ドイツ派も中欧に注目していたが、この派の目標はより広く且つ併合主義的で、ヴェルダンやツローンの割譲、ペトログラード併合までめざしていた。最も過激なテュッセン (August Thyssen) は、西部ではベルギー、フランスのデュノール県とグンケルク、カレー、ブローニュを含むパ・ド・カレール県、さらにフランスの要塞地帯とシユーズ河を含むムールト・エ・モーゼル県、ヴォージュ県とベルフォールを含むオート・ソヌス県を、一方東部ではバルト諸州、オデッサまで含むドニ河流域、クリミア半島、アゾフ地方、コーカサスを要求した (Fischer, *Griff nach*, S. 122. 邦訳一三三頁)。フィッシャーは、「広汎な併合要求を伴う全ドイツ主義的なテュッセンの計画とベートマン・ホルヴェークの構想との間には明らかな相違があり、また両者の関係は後には公然たる対立にまで高まらざるを得なかったにしても、ベルギー、ロンヴィ・ブリエイ、中央アフリカ、近東など当面の目標については、両者が一致していたことを見逃してはならない。」と云っている (Ebd., S. 123. 邦訳一三三―四頁)。

- (17) Hans W. Gatzke, *Stressemann and the Rearmament of Germany*, Baltimore, 1965, p. 113.; Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 68.

(81) Gatzke, op. cit., p. 114.

シュトレゼマンの外交努力は一九二五年年二月一日、ロンドンで調印されたロカルノ条約において一応の成果に達した。その直後彼は「ドイツ同郷人労働協会」(Arbeitsgemeinschaft deutscher Landsmannschaften)における演説(一九二五年二月十四日、ベルリン)の中で、同条約は東部国境の現状まで保証するものではないという解釈を述べた(Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945, Serie B Bd. 1-1, S. 740.; Hillgruber, „Kontinuität u. Diskontinuität“, S. 26.)。同様に内閣においても彼は「ロカルノ諸協定は現状を固定させるために締結されたのではなく、平和を保証するために締結されたのである。それらの協定は、以前のドイツ領のいかなる放棄も含んでいなかった。」と説明したのである(Gatzke, op. cit., p. 114.)。

(61) Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 70.; Ders., „Kontinuität u. Diskontinuität“, S. 27.

(20) Gatzke, op. cit., p. 115.

シュトレゼマンは、多くの伝記作者や同時代人に思われているほど、「良きヨーロッパ人」でも「和解の使徒」でもなかった。しかし、もし我々がヨーロッパはヴィスツラ川で終わると考えるならば、我々は彼を「良きヨーロッパ人」と呼べるかもしれないというガツケの言葉(Gatzke, op. cit., p. 115.)は、私にとって示唆に富む。私はゲルデラーやハッセルも含めて、ドイツ外交史上のポリシー・メーカーたちの性格を判断するとき、彼らがヨーロッパという枠組にどれだけ拘束されたかという点を、一つの視座に据えたいと思っている。

(21) Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 69.

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策(下)

(22) Ebd., S. 72.

(23) Ebd., S. 73.

(24) Edward W. Bennett, *Germany and the Diplomacy of the Financial Crisis 1931*, Cambridge, 1962, p. 78. 諫山正「ナチス・ドイツの東南欧経済政策」、東大社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』、東大出版会、一九七九年、一八三頁。

(25) Ibid., p. 79.

(26) H. R. Trevor-Roper, „Hitlers Kriegsziele“, *VfZG* Jg. 8 H. 2 (1960), S. 123-8.

(27) Hillgruber, *Die gescheiterte Großmacht*, S. 76.

(28) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 99.

(29) Ders., *Das Dritte Reich*, S. 100.

VII 結 語

はじめに述べた通り、拙稿の目的は、第三帝国における保守的国民主義的反ナチ抵抗運動者たちについて、彼らの対外政策のプログラムや大戦中の和平提案などの内容を検討することによって、この派の反ナチ運動の性格の一面を知り、さらに彼らの対外政策が第二帝制以降のドイツ外交史上にもつ意味を考えることにあった。その結果私は、彼らの抵抗運動の大ドイツ主義的傾向を指摘し、それをヴィルヘルム時代からワイマール共和国期の自由帝国主義的あるいは政府中間コース的対外膨脹政策との継続の上に理解した。

さて、対外政策を考える場合、そのプログラムの性格とともに

に、政策の決定過程を無視するわけにはいかない。第三帝国の外交・戦争政策の決定には、様々なグループや団体がそれぞれの利害で介入して、外政における多元主義の観を呈している。例えば、保守派の対外政策の二つの流れはナチス・ドイツにあっては存在した。外務省の穩健路線と汎ゲルマン主義の強硬路線である。⁽¹⁾ 第三帝国の初期には、むしろヒトラーの方がこの過激派を抑制していた。またロシアとイギリスのどちらを友好国として選ぶかというドイツ外交の積年のジレンマも、第三帝国にもちこされていった。外相ノイラートは親英路線だったが、ティルピッツ以来反英的な海軍のレーダーは対英戦争中心主義でソ連の中立化を望んだ。⁽²⁾ 一方リッベントロップは、独伊ソ日のブロックによってイギリスと対決しようとしていた⁽³⁾、大戦中には、ヒムラーは対西側単独講和を、ゲッベルスは対ソ単独講和を考えていた。⁽⁴⁾ これに対して、ナチスの中では伝統的支配層に近いゲーリングは自由帝国主義路線を、⁽⁵⁾ ナチス体制内における保守派パートナーの一人シャハトも自由帝国主義路線をとっていた。⁽⁶⁾

一口にナチス外交と言っても、その内容はこのように複雑であったが、ヒトラーの主目標はあくまで対ソ戦におかれていたようである。⁽⁷⁾ それでは、第三帝国の対外政策の混沌の中で、ゲルデラーやハッセルの政策はどのような意味をもったのであろうか。この問題についての考察は、拙稿では十分に行なうことができなかった。

私は、保守派の抵抗運動者たちは紛れもなくナシヨナリストであり大ドイツ主義者だったと思う。彼らはドイツの国益のために

体制を交代させようとした。国家理性に従ってヒトラーを除こうとしたのである。その意味では、リッター・ロートフェルスのドイツ抵抗運動像は修正されなければならない。しかし同時に、私は彼らの大ドイツ主義的志向を重視する余り、抵抗運動を全く行なわなかったドイツ保守勢力一般の責任を相対化させてはならないとも考えている。そして、この派の反ナチ運動の全体像を把握するためには、彼らの内政プランや社会・経済政策に關しても、対外政策を扱ったのと同様な方法で検討が加えられなければならないであろうが、そのテーマについて述べることは次の課題としたい。

註

- (1) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 36.
- (2) Ebd., S. 96.
- (3) Ebd., S. 104f.; Wolfgang Michalka, *Ribbentrop und die deutsche Weltpolitik 1933-1940*, München 1980, S. 289f.
- (4) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 126.
- (5) Ebd., S. 75.
- (6) Michalka, a. a. O., S. 192f.
- (7) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 95f.; Trevor-Roper, a. a. O., S. 123f.